

令和5年12月定例教育委員会会議録

1 日 時

令和5年12月28日（木）午後2時00分から午後3時25分まで

2 場 所

唐津市役所 大手口別館6階 会議室

3 出席者

(1) 教育長

栗原宣康

(2) 教育委員

宮崎美和、篠原智文、石山貴子、佐伯玄一郎

(3) 事務局

教育部長 中山誠、教育副部長兼生涯学習文化財課長 坂口政江、教育総務課長 森徳雄、学校教育課長 栗本洋二、学校支援課長 古場真由美、学校給食課長 岡田和幸、近代図書館長 藤井浩司、浜玉市民センター産業・教育課長 山本功、厳木市民センター産業・教育課長 百武謙吾、相知市民センター産業・教育課係長 秀島充康、北波多市民センター産業・教育課長 大石紳太郎、肥前市民センター産業・教育課係長 松尾由美、鎮西市民センター産業・教育課長 濱口和彦、呼子市民センター産業・教育課長 藤松光彦、七山市民センター産業・教育課長 渡辺幸千、学校給食課係長 藤松美和子、近代図書館係長 吉田清美、教育総務課係長 竹下慎也、教育総務課職員 原周平

4 議 題

(1) 議案

議案第64号 唐津市教育委員会規則で定める公印の押印の特例に関する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第65号 唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第66号 唐津市近代図書館条例施行規則及び唐津市相知図書館施行規則の一部を改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第67号 唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画の策定について

【原案どおり可決】

(2) 協議事項

旧切木中学校用地の一部用途廃止について

(3) 報告事項

① 教育長報告

② 各課報告事項

- ・ 12月市議会定例会の報告について
- ・ 共催及び後援について
- ・ 教育委員会行事予定

③ その他

【定例会】

午後2時00分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として佐伯委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを承認した。

○教育長（栗原宣康君）

お揃いですので、12月の定例教育委員会を始めたいと思います。よろしくお願ひします。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案に入ります。

議案第64号について、事務局お願ひします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。議案集第1の1ページをお願ひします。

議案第64号 唐津市教育委員会規則で定める公印の押印の特例に関する規則制定についてでございます。

提案理由でございますが、市長部局におきまして、唐津市規則で定める公印の押印の特例に関する規則が制定されましたことに伴い、教育委員会におきましても行政事務の効率化を図るため、唐津市教育委員会規則で定める通知書その他の書類への公印の押印の特例に関し、必要な事項を定めるものでございます。

2ページをお願ひします。

規則案の内容についてでございますが、2点ございます。

1つ目に、現行の唐津市教育委員会規則の規定にかかわらず、法令等の規定により公印を押印することとされている文書、許認可等の処分に関する文書、証明に関する文書、その他特に重要な文書以外の文書につきましては、公印の押印を省略することができることとするものです。

2つ目に、公印を省略する場合におきましては、唐津市教育委員会規則の規定にかかわらず、様式中の公印の押印に関する部分を削除し、または訂正する等必要な調整をして使用することができることとするものです。

3 ページをお願いします。

規則案でございますが、趣旨でございますように、この規則は通知書等への公印の押印省略につきまして規定をし、行政事務の効率化を図るものでございます。

5 ページをお願いします。

公印押印・省略の範囲につきまして例示しております。上段が押印省略不可で、告示、公告、契約書や許認可等の処分に関する文書、また、相手方の権利義務または法的地位に重大な影響を及ぼす文書などがございます。下段が原則公印省略で、上記以外の文書となっております。

施行期日は令和6年1月1日からといたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第64号について質問や御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第64号については御承認をいただきました。

議案第65号、事務局をお願いします。

○学校給食課長（岡田和幸君）

学校給食課でございます。議案集第1の6ページをお願いいたします。

議案第65号 唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則制定についてでございます。

提案理由でございます。

学校給食費の公会計化に伴い、学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

このことにつきましては、先日の12月市議会定例会におきまして学校給食費条例の審議をお願いしており、12月22日に議決をいただいたところでございます。議決された条例につきましては、24ページ、25ページのほうに掲載をさせていただいております。その中の第6条で、「この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」としており

ます。そのことから、今回御提案いたしております規則の制定を行うものでございます。

では、戻っていただきまして、8ページのほうをお願いいたします。

規則の案についてでございます。

第1条で規則の趣旨、第2条で用語の定義を規定しております。

第3条で、条例第2条第3号で定めます保護者に準ずる者について規定をいたしているところでございます。

第4条で給食の基準回数を規定しており、年間の提供上限回数を小学校196回、中学校190回とし、学校への給食の提供回数については別に校長が定めるものとしております。

第5条で、学校給食の申込みについて規定しております。学校給食の提供を受けようとする児童・生徒、学校及び給食センターでの勤務者並びに臨時の喫食者に申込書の提出を求めることといたしております。

なお、附則にも経過措置として規定をしておりますけれども、今年度学校給食の提供を受けている者で、令和6年度も引き続き唐津市立の小・中学校または中学校に在籍している者は、規則第5条第1項の規定による学校給食の提供を申し込んだ者とみなすということとしており、申込書の提出がなくても給食の提供を行うことができるというようにしておるところでございます。

第6条で、学校給食費の額を規定しております。1食当たりの額を小学校253円、中学校304円としております。この額は今年度の東部学校給食センター及び西部学校給食センターにおける保護者の年間負担額、具体的に申しますと小学校が4万9,500円、中学校が5万7,750円を、規則の第4条、先ほど申しました基準の給食回数で除した金額を1円単位で定めたものでございます。

公会計化後の学校給食費につきましては、先月協議事項でお願いしたところでもございました。唐津市学校給食運営委員会に諮問いたしまして、資料の22ページ及び23ページのほうに添付をしておりますけれども、答申をいただいたところでございます。

答申内容についてでございますが、令和6年度から市で統一した額にするこ

とについて適正であるとの結論をいただいたところでございます。

次、第7条で、学校給食の停止及び再開について規定をしております。病気等、または転入、転出により給食の提供を停止する場合や、開始、再開する際の手続を定めております。

次に、第8条で学校給食費の納付方法を規定しております。納入通知書による納付、または口座振替による納付ということで定めておるところでございます。

次に、第9条で毎月の納付額と納期限のほうを規定しております。資料の12ページ下段のほうに別表という形で示しておりますけれども、納付金額は毎月、小学校で4,500円、中学校で5,250円といたしております。

ただし、3月分につきましては、年間納付額、先ほど申しました小学校4万9,500円、中学校5万7,750円から2月分までの合計の納付金額を減じて、残りの金額を徴収することとしております。これにつきましては、先ほど第4条で申しましたが、学校への給食の提供回数ですね、学校によってまちまちであることから、それぞれの学校で金額の調整ができるようにするためにここに記載をしているところでございます。

なお、納期限につきましては、4月分から7月分につきましては翌月末まで、9月分から3月分につきましては当月の末までをしておるところでございます。

では、10ページに戻っていただきまして、第10条でございます。

第10条で、就学援助費等からの学校給食費の徴収について規定をしております。保護者等が学校教育法第19条の規定による援助を受けている場合、学校給食費のほうは当該援助費から徴収することとしております。

また、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている場合につきましては、当該教育扶助費から徴収するものとしておるところでございます。

また、児童手当法第21条の規定による申出があった場合につきましては、学校給食費の滞納分に限りませんが、児童手当のほうから徴収を行うということで定めているところでございます。

次に、第11条で学校給食費の減免について規定しております。対象となる特別の理由ということで定めておりますが、保護者等が地震、風水害、火災そ

の他の災害により住家が被害を受けた場合ということでしております。

第12条で、学校給食費の還付または充当について規定をしております。納付された学校給食費に過誤納金があった場合、これを還付するものとしたしまして、学校給食費負担者に未納の学校給食費がある場合はこの過誤納金を当該未納の学校給食費に充当することができるということではしております。

次に、第13条でございます。これは督促についてでございます。納期限の翌日から起算いたしまして、20日以内に督促状を送付するというところで規定をいたしております。

次に、第14条で補則といたしまして、規則に定めるもののほか、学校給食の実施及び管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるといたしております。

最後に、附則でございますが、施行日は令和6年4月1日、経過措置で、先ほど第5条のところでも御説明いたしましたけれども、この施行の日の前までに学校給食の提供を受けている者で、令和6年度も引き続き小学校または中学校に在籍している者につきましては、給食の申込みを行ったものとみなしますということではしております。

また、準備行為といたしまして、この規則の規定による学校給食の提供に必要な申込手続であるとか、その他の準備行為につきましては、この規則の施行前におきましても行うことができるということではしております。

参考までに、資料の13ページから20ページまでは学校給食の申込書を配分する各様式のほうを定めております。

ただいま御説明をいたしました規則案の簡単な説明書きということで、21ページに表形式で示させていただいております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

では、議案第65号について質問や御意見はございませんか。

○教育委員（宮崎美和君）

13ページの第1号様式の下の辺りに「滞納が続き、支払う意思が見られない場合、法的措置をとることがあります。」とありますが、これはどういう措置というか、具体的に決まっているのがあるんですか。

○学校給食課長（岡田和幸君）

具体的に言いますと、例えば、催告をして差押えまでいくかどうか、問題はあるかと思えますけれども、まずは督促をして、極力払っていただくように、我々通常の税金の徴収と同じような対応でしていくところでございますけれども、それでも払わないとなると、当然市のほうも弁護士等、様々なところに御相談をして対応していくという形になろうかと思っております。そこに至るまでにならないように、我々もしっかり徴収のほうは進めていくということで考えております。

○教育委員（宮崎美和君）

今までが滞納されたままの世帯で問題になっていたところが実際あって、ちゃんと払っているのに、悪意を持って払っていらっしゃらないところもあったようなので、少しでも公会計化になって平等的に納入されるようになったらいいなと思いました。

○学校給食課長（岡田和幸君）

そうですね、我々もそこを目指して、100%を目指して実施したいと思っております。ありがとうございます。

○教育部長（中山 誠君）

補足をよろしいですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい。

○教育部長（中山 誠君）

10ページの第10条のところに、これは以前も申し上げたかと思えますが、滞納した場合、要は児童手当から引き落とすというか、振り替えてもいいよという文書というか、承諾書を皆さんからいただくようにしています。

○教育委員（宮崎美和君）

それは皆さんから、全員。

○教育部長（中山 誠君）

ただ、中には児童手当をもらわない人とか、非常に少ないんですけども、そういった方もいらっしゃるし、この文書を出しても出してもらえない方というのも当然想定されますので、そういった方については、先ほど岡田課長が申し上げたような滞納処理をさせていただかないかなど。ただ、この承諾書をいただければ、滞納した分については年4回の児童手当から引き落とさせていただくという形になりますので、そう昔みたいに莫大なというか、結構な額の滞納は出にくいのかなと思います。

○学校給食課長（岡田和幸君）

今の徴収率でいえば、約98%、9%の徴収率を今実現しているところでございます。この児童手当から徴収するという対応をしているおかげで、大きな未納というのは生じていないというのが今の実情でございます。

○教育委員（宮崎美和君）

ありがとうございました。

○教育委員（篠原智文君）

関連で。

○教育長（栗原宣康君）

はい。

○教育委員（篠原智文君）

今の10ページの10条の3についての「申出があったときは」と書いてありますけど、これは承諾書を全員に提出してもらったら申入れがあったという判断ですかね。

○学校給食課長（岡田和幸君）

そうですね、お見込みのとおりでございます。

○教育長（栗原宣康君）

ほか、ありませんか。

○教育委員（篠原智文君）

それと別件で。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育委員（篠原智文君）

日数について、4条のほうに小学校が196回、中学校が190回とありますが、これは過去の実績に基づいても最高、これ以上ないという回数で出されているんですかね。

○学校給食課長（岡田和幸君）

今現在の東部学校給食センターでの提供回数の上限を定めております。ほかの学校に調査したところ、これを超えるものはないということで確認が取れておりますので、この回数で今回定めさせていただいておるところでございます。

○教育委員（篠原智文君）

それに関連して、ちょっと私、先ほどの説明と、ちょっと文章を読んでも分からなかったんですけど、これは市内一律の金額で納めるということは、先ほどちょっと触れられた回数が少ない学校に対しては金額差が当然生じると思いますが、それはどのように対応されますか。

○学校給食課長（岡田和幸君）

例えばの例でございますと、年間、小学校でいえば196回、4万9,500円を196回で除した金額が1食当たり253円ということで計算しております。これが例えば、190回しか学校が提供を受けていないということであれば、190で乗じた分を請求する形になってきます。なので、学校ごとでそれぞれ金額は変わってくると。なので、1食当たりの単価に換算いたしまして、保護者の皆様のほうには請求をさせていただくと。3月でそこを調整するという形になろうかと考えています。

○教育委員（篠原智文君）

そしたら、3月の徴収額は学校によって異なるということですね。事務局は大変ですね。分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第65号については御承認をいただきました。

議案第66号について、事務局お願いします。

○近代図書館長（藤井浩司君）

近代図書館です。申し訳ございませんが、議案の訂正をお願いしたいと思えますけど、よろしいでしょうか。

○教育長（栗原宣康君）

どうぞ。

○近代図書館長（藤井浩司君）

27ページです。3の規則案の内容の7行目になりますけど、「現在の施行規則では」の下でございます。そこに「図書館利用者カードを掲示しなければならない」とございますが、これが「掲示」ではございません。

「提示」の間違いでございますので、修正をお願いいたします。

それと、7行目の右の辺りも同じように「提示」に修正をお願いいたします。

あと34ページ、経緯及び理由の（1）でございますが、この10行目ですね、ここも同じように「掲示しなければならない」というふうになっておりますが、「提示」に訂正をお願いいたします。

それと右のほう、もう一つ、「貸し出しの際に掲示するもの」というふうになっておりますが、「提示するもの」に訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○教育長（栗原宣康君）

はい。

○近代図書館長（藤井浩司君）

それでは、議案第66号 唐津市近代図書館条例施行規則及び唐津市相知図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定についてでございます。

提案の理由でございます。

図書館システムの更新に併せて、利用者の利便性向上及び窓口負担の軽減を図るため、規則を改正するものでございます。

27ページをお開きください。

規則案の内容でございます。2つございます。

図書館資料の貸出利用についてでございます。

利用者の利便性の向上を図るため、個人番号カード、これはマイナンバーカードのことです——を図書館利用者カードとして登録すれば、個人番号カードで図書の貸出しを利用することができるようにする。現在の施行規則では、図書の貸出しを受けるときは、図書館利用者カードを提示しなければならないとなっているが、貸出しの際に提示するものに個人番号カードを追加するという内容でございます。

もう一点が、図書館利用者カードの有効期限（個人）についてでございます。

現在の施行規則では、図書館利用者カードの個人の有効期限は登録の日から3年後の誕生日となっております。職員が窓口で対象の利用者へ本人確認書類の提示を求め、氏名、住所等に変更がないかを確認し、有効期限を更新しております。今回、利用者の窓口負担の軽減を図るため、図書館利用者カードの個人の有効期限を3年から5年に変更するものでございます。

続きまして、30ページの新旧対照表をお開きください。

これは近代図書館条例施行規則の一部改正の新旧対照表でございます。

図書館資料の貸出利用ということで、第6条の第3項と第4項、これをここに追加しております。この分は、マイナンバーカードの登録までの流れを追加しているものでございます。

第1項第1号及び第2号に規定する個人での利用者登録した者（以下「個人利用者」という。）であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7号に規定する個人番号カード、これがマイナンバーカードです。これにマイキーIDが登録されている者に限るということで、このマイキーIDをちょっと御説明いたしますと、マイナポイントをマイナアプリによってもらった方はマイキーIDを取得されていることになります。あとは、ポイントは関係なしに健康保険証の利用申込みとか、公金受け取り口座登録だったか、これをされた方もマイキーIDが登録されていることになります。まずは、このマイキーIDが登録されているマイナンバーカードが必要ということになります。それで、登録しようとする者は館長に申し込

み、当該機能の登録を受けなければならないということです。

あと第4項は、前項の規定により機能の登録をするときは、マイナンバーカード及び図書館利用者カードを提出しなければならないというふうに、これを追加しております。

第5項のほうで、図書館資料の貸出しを受けるときは、本人が図書館利用者カード、これまではこの図書館利用者カードだけでしたけど、ここに「又は第3項の規定により図書館利用者カード機能登録を受けたマイナンバーカード」を追加して、これを提示しなければならないというふうにしております。

次のページ、31ページをお開きください。

続きまして、図書館利用者カードの有効期限でございます。

第9条の第1号ですけど、ここは先ほどの第6条第3項で規定をしておりますので、個人で利用者登録をした者というのが個人利用者になります。登録の日からこれまでは3年ということでしたが、これを5年に変更しております。

それと、第2号でございますが、これはちょっと文言の変更で、これまでは「規定により」というふうにしておりましたが、「規定にする」ということで変更したいと思っております。

あと、相知図書館の条例施行規則につきましても同様の改正となりますので、説明のほうは省略をさせていただきたいと思えます。

説明は以上です。

○教育長（栗原宣康君）

さっきの33ページは「規定にする」じゃなくて、33ページの一番下のところですけど、「規定する団体」ということですよ。

○近代図書館長（藤井浩司君）

ああ、そうですね。規定する団体です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第66号について質問や御意見はございませんか。どうぞ。

○教育委員（石山貴子君）

利用者カードの有効期限についてですが、有効期限が3年、登録の日から3

年後の誕生日、職員の方が窓口で本人確認などをされているようですけれども、私、一度も経験がないんですが、どういったところでどういう感じでされているのでしょうか。

○教育長（栗原宣康君）

3年後だったのが今度5年後にするということですね。

○教育委員（石山貴子君）

カードをつくってもう大分なっております。

○近代図書館係長（吉田清美君）

具体的には、窓口で本を借りられるときに有効期限が切れていた場合は確認をさせていただいておりますが、利用の頻度はどのくらいでしょうか。

○教育委員（石山貴子君）

頻度。

○近代図書館係長（吉田清美君）

はい。3年間、全く利用されていなかったら、当然……

○教育委員（石山貴子君）

それはないです。

○近代図書館係長（吉田清美君）

お聞きすることはないので、今度来られたときにお聞きすることになるかと思えます。来館された方にお尋ねをしておりますので。

○教育委員（石山貴子君）

本を借りているときにですか。

○近代図書館係長（吉田清美君）

はい。貸出しの手続をする際に有効期限が切れている方に対しては住所等の確認をさせていただいておりますので、その間、利用がない方については、そのまま確認ということはしておりません。

○教育委員（石山貴子君）

利用はあります。

○近代図書館係長（吉田清美君）

ありますか。

○教育委員（石山貴子君）

はい。すみません、私のようなのはまれだと思うので。

○近代図書館係長（吉田清美君）

ああ、そうですね。近代図書館で貸出しをされていますよね。

○教育委員（石山貴子君）

はい。言ってみただけで、今後気をつけていただけたらと思います。

○近代図書館係長（吉田清美君）

申し訳ございません。ちょっと確認をさせていただきます。

○教育委員（石山貴子君）

すみません、この機会によろしくお願いします。

○近代図書館係長（吉田清美君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

○教育委員（石山貴子君）

はい。

○教育委員（篠原智文君）

別件で1つ。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育委員（篠原智文君）

このマイナンバーカードを使っても貸出しができるという、利便性の向上ということで分かるんですけど、しばらくは今までの利用カードも使えると、2本立てでいかれると思うんですけど、将来的にはどちらかに絞るとか、そういう考えは——どちらかというか、マイナンバーカードのみになるとかいう、健康保険証でもそういう話が出ていますが、そういう展望はあられるんですか。

○教育長（栗原宣康君）

事務局、どうぞ。

○近代図書館長（藤井浩司君）

これまでの利用者カードということでございますが、一応その利用者カードには個人の番号が入っておりますので、しばらくは併用、どちらでも使えるという形になります。ただ、例えば、ネットで予約したりするときは個人の番号の入力が必要ですので、必ず利用者カードが要ることになりますので、マイナンバーカードを登録されても大切に保管をしていただければと思っております。以上です。

○教育委員（篠原智文君）

ということは、ネットで使う場合は必ず利用者カードをつくっておかないと利用できないということですね。

○近代図書館長（藤井浩司君）

そのとおりです。初めに利用者カードを必ずつくっていただいて、その後にマイナンバーカードのほうの登録をしていただくという形になります。

○教育長（栗原宣康君）

そしたら、今のシステムでいったら、システムが変わらない限りはマイナンバーカードだけとはならずということですね。利用者カードが必要だということですよ。そういうことですね。

○近代図書館長（藤井浩司君）

そうです。

○教育長（栗原宣康君）

将来的に変わるかもしれないけど、今のところ、いつぐらいという予定はしていないということですね。

○近代図書館長（藤井浩司君）

そうですね、予定はございません。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第66号については御承認いただきました。

議案第67号、事務局お願いします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。43ページをお願いします。

議案第67号 唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画の策定についてでございます。

提案理由でございますが、令和6年度から令和9年度にかけて唐津市の小・中学校の児童・生徒用のトイレの洋式化を行いまして、児童・生徒が安心・安全で快適に利用できるように整備計画を策定するものでございます。

44ページから47ページが唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画でございます。11月の定例教育委員会で御協議いただいておりますが、1点変更がございます。

47ページをお願いします。

年次計画（案）中、令和6年度の名護屋小学校の洋便必要便器数を2基としておりましたが、3基が正しい必要便器数でしたので、修正をさせていただいております。申し訳ございません。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第67号について質問、御意見はございませんか。

確認です。46ページの設置状況というのは、一番左側が洋便器の数、和便器の数で、右側が合計というふうになっているんですね。次のページの47ページを見たら、例えば、令和6年度には要望数として上がっているのが、長松小学校がここに上がっている数字だということですので、前のページの和便器がこの数だけ洋便器に替わるということだと思っただらいいとですかね。そういうことですね。

○教育総務課長（森 徳雄君）

はい。

○教育委員（篠原智文君）

例えば、第五中学校で見ると、校舎ですね、洋式が9で和便器が55と圧倒

的に和便器が多いんですが、学校のほうから要望がないということなんですか。
47ページには第五中学校というのがない。

○教育総務課長（森 徳雄君）

今のところ要望が上がっておりませんで、こちらのほうで空気調和・衛生工学会が示す適正数の計算ですね、これに当てはめたときにも五中のほうは上がっておりませんので、この年次計画には上がっていないところでございます。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

関連でよろしいですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

45ページのその他の（3）の学会が示す便器の適正器具数という分で、学校が希望してもこの数で大体配備するということですか。学校が例えば、洋式を多く希望しますということでも、示された数字で配置されるんですか。

○教育総務課長（森 徳雄君）

基本的にはこの数値に合わせて、あとは大規模改修に合わせてやっていくと。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

それは生徒数とかも関係しているんですか。

○教育総務課長（森 徳雄君）

各階層ごとに計算を出しておりますので、生徒の数を当てはめております。

すみません、先ほど第五中のお話がありましたけど、設置状況が6月1日時点にしております。今年度、これ以降に洋便器に改修した分もございます。

○教育長（栗原宣康君）

そしたら、学校から令和5年10月時点に要望のあった数で小学校から順次やっていくと。

○教育総務課長（森 徳雄君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

その基準は、先ほどの空気調和・衛生工学会が示す数字と見合わせてやって

いるということですね。

○教育総務課長（森 徳雄君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

あとは、さらに進むときは大規模改修のときになるということですか。

○教育総務課長（森 徳雄君）

そうです。

○教育長（栗原宣康君）

何となく、今、洋式トイレの要望とか率が非常に高くなっていますが、こうやって見てみると、まだまだこの基準で見ても和式トイレの数は一定の割合というふうに理解してよいかないという感じですかね。

○教育総務課長（森 徳雄君）

今現在、まだ883の和式が残っているんですけども、110やり変えても773基残っているんですね。

○教育長（栗原宣康君）

そうですね。ただ、中学校は現在洋式のほうが多いですけども、小学校もこの110から24を引いたら、数でいうと86に替われば小学校も洋式のほうが多くなるなというのは言えるかなと思いますけどですね。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第67号について御承認をいただいたところでは。

次に、協議事項に入ります。

旧切木中学校用地の一部用途廃止について、事務局お願いします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。48ページをお願いします。

協議事項、旧切木中学校用地の一部用途廃止についてでございます。

概要でございますが、切木地区から佐賀県に対し、旧切木中学校横の道が狭く危険であるため、歩道の新規整備要望が上がっております。それに伴いまして、唐津土木事務所から国道204号道路橋りょう保全事業の用地としまして、

旧切木中学校用地の一部につきまして譲渡依頼が来ております。当該一部用地につきましては、用途廃止しましても管理上支障がないと判断いたしましたため、用途廃止の協議を行うものでございます。

該当する土地でございますが、肥前町切木字仮屋藪乙448番1の一部54.99平方メートルと500番1の一部51.3平方メートル、合計106.29平方メートルでございます。

今後の手続でございますが、次回の定例教育委員会に議案として付し、御承認をいただきましたならば教育財産としては用途廃止を行いまして、普通財産として公共施設再編・資産活用課に管理替えを行います。最終的に佐賀県と公共施設再編・資産活用課との間で売買契約手続を行う流れとなっております。

49ページをお願いします。

航空写真でその位置をお示ししております。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしくをお願いします。

○教育長（栗原宣康君）

旧切木中学校用地の一部用途廃止について、質問や御意見はございませんか。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

1点、よろしいですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

48ページに管理替えする土地ということで、①が54.99、②が51.30となっているんですけど、写真ではどちらとも54.99となっておりますが、これは。

○教育総務課長（森 徳雄君）

すみません、乙500-1の部分が記載誤りでございます。51.30平方メートルが正しい数字になります。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

大きさが違うということですね。

○教育総務課長（森 徳雄君）

はい、大きさが違います。申し訳ございません。

○教育長（栗原宣康君）

すみません、写真のほうの数字が間違っています。48ページの数字が正しいということで、よろしく願いいたします。

ほか、何かございませんか。

○教育委員（篠原智文君）

1つ、その道路部分に使われるということで、それはいいと思うんですけど、航空写真を見るとすぐ横にプールがあるようですが、このプールは防火用水か何かは今使われて、それへの影響とか、そういうのはないんですかね。

○教育総務課長（森 徳雄君）

影響はございません。

○教育委員（篠原智文君）

結構です。

○教育長（栗原宣康君）

この部分が歩道になるということですよ。

○教育総務課長（森 徳雄君）

はい、歩道になります。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

50ページは、これは。

○教育総務課長（森 徳雄君）

50ページにつきましては、公共施設再編・資産活用課から教育総務課のほうに引継ぎの照会が来た分でございます。要は土地を譲ってほしいという照会ですね。

○教育長（栗原宣康君）

ああ、そうかそうか。そうですね。

○教育部長（中山 誠君）

よろしいですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育部長（中山 誠君）

51ページですね、流れとしては、県道の整備計画において歩道の整備が必要であろうと土木事務所が判断して、この土地がかかるよと。この土地については学校用地ですよということで土木事務所が判断して、そもそも土地の所有者である唐津市に対して51ページの封書が来ていると。その封書を収受した市長部局のほうから、管理はうちが学校施設として行っていますので、教育総務課のほうにこういった形で県から譲ってくださいねという文書が来たから、まずは管理替えを——管理替えというか、引継ぎをお願いしますという文書がこれになります。

○教育長（栗原宣康君）

50ページの分ですね。

○教育部長（中山 誠君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

分かりました。

それでは、報告事項に参ります。

最初に教育長です。別紙を御覧ください。

11月24日金曜日、第2回唐津市社会教育委員会を開催いたしました。全国社会教育委員研究大会宮崎大会に参加した事務局からの報告があり、第1分科会での広島県府中町の家庭教育支援チーム「くすのき」について、それから、福岡県桂川町の学校支援地域本部の学校支援活動について報告がございました。

また、さきにもお話ししておりました社会教育団体の補助金についても、この教育委員会の中でお話をさせていただいたところです。

27日月曜日には第3回のいじめ対策委員会を行いました。4月から10月までの市内のいじめの状況について、あるいは点検項目について委員さん方の

御意見を伺ったところです。

以上です。

それでは、各課の報告事項に参ります。

順番を入れ替えて、②の各課の報告事項、ポツの2つ目から参ります。

共催と後援についてお願いします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。議案集57ページをお願いいたします。

共催及び後援につきましては、共催が4件、後援が13件、合計17件でございます。

行事名及び主催者名等は一覧表を御覧いただきたいと思えます。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

今回は共催と後援がかなり幅広いところから来ているなという感じがしますが、納所小学校が閉校記念の風車ウオークをやるとなっておりますね。

それでは、先へ参ります。

教育委員会の行事予定をお願いします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。議案集58ページをお願いします。

令和6年1月4日から1月22日までの主な行事予定でございます。

年明けに二十歳の祝典が開催されます。1月5日は鎮西・呼子と肥前会場、1月6日が七山、浜玉、巖木、相知、北波多会場、1月7日が唐津会場となっております。

1月14日は故保利耕輔氏の市葬が開催されます。総務課から御案内が届いているかと思えます。教育委員さん皆様の出席をよろしくお願いいたします。

その他行事につきましては、一覧表に記載しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

教育委員さん方、二十歳の祝典の行っていただくところの割り振りが一番右

側に入っておりますけど、間違っていないでしょうか。よろしいですか。

篠原委員さん、大丈夫ですか。

○教育委員（篠原智文君）

はい、大丈夫です。

○教育長（栗原宣康君）

それから、この行事予定表に、1月14日に保利耕輔氏の市葬の計画が進んできておりまして、通知はまだ――届きましたね。御案内がいくと思います。都合がつかれたら、御参加いただければと思います。

それでは、12月市議会定例会の報告についてお願いします。

○教育部長（中山 誠君）

別冊の報告事項①の資料をお願いいたします。

今12月議会では、教育委員会事務局のほうから議案を2つ上げておりました。1つが小・中学校スクールバスの運行業務の委託料、こちら予算のほうは来年度当初予算で、今、査定中なんですけれども、ただ、先んじて準備行為のほうをさせていただくということで、債務負担行為と申しまして、年度前に翌年度の予算額を担保するというものがありまして、その債務負担行為の議案を上げたものでございます。もう一つが、先ほど岡田課長のほうから説明がありました学校給食費条例でございます。この2つの議案に対して4名の議員さんが御質疑いただいております。

一般質問のほうは、こちらのほうにございますように5名の議員さんが御質問いただいております。

めくっていただいて、1ページ、まず議案質疑のほうから御説明いたします。

宮原辰海議員です。小・中学校スクールバスの運行業務委託料（債務負担行為）についてということで、1点目に事業の詳細と目的についてと。今までの、令和5年度までのスクールバスの状況、それから、何路線ぐらい増えるんだという御質疑でございます。

現時点でのスクールバスの運行については、小学校では相知小、打上小及び呼子小の3校区で合計6路線、中学校では高峰中、海青中の2校区で5つの路線あり、小中合計で11路線を今運行していますと。

このうち、高峰中校区の2路線については、こちらのほうは別立てでうちのほうがスクールバスを仕立てるという形じゃなくて、路線バスとの併用型ということで、バス事業者さんのほうが運営される路線バスに対して委託料を払うという形で運行しております。

今回、来年度から御案内のとおり、巖木小、簗木小の2校の統合により3つの路線、それから、入野小、納所小、田野小の肥前の3小学校の統合に伴って5つの路線、計8つの路線が新たに増えます。先ほど申し上げた11に加えて19の路線が来年度から運行になりますということで答弁いたしております。

事業の詳細ということで、こちらのほうは小学校児童通学費等助成事業費と中学校生徒通学費等助成事業費の2つの中でスクールバスの運行をやっていると。ほかでは通学定期券の補助であったり、タクシー借上等、あと渡船料ですね、こちらのほうをこの事業で行っていますという答弁をいたしております。

2つ目です。債務負担行為を設定した理由について。

冒頭申し上げたとおり、当初予算について議決後に——通常の予算執行と違ってなぜ債務負担を設定したのかという御質疑でございますが、こちらのスクールバスについては、これまで、要は今年度までは3月下旬に3月市議会において当初予算を承認いただき、その後に入札等の事務作業を行っておったと。そして業者さんが決定したら3月末から4月頭にかけてということで、事業者さんの準備期間、実際のバス運行は、1学期が始まった日からバスを運行しますので、事業者決定から事業開始までのインターバルとして非常に短いという課題があったと。

加えて、次のページをお願いいたします。今、昨今言われている運送業界の2024問題、運転手不足という、こういった問題が大きな課題になっておると。ただでさえ準備期間が短い上に来年度は運転手不足も懸念されるということで、令和6年度からさらに8路線が増えるということから、これまで同様の当初予算による対応では事業者さんの準備期間が取れないということが懸念されますので、今回、債務負担行為をお願いするといった説明をしております。

なお、債務負担行為を設定するのは、19路線中、先ほど申し上げた高峰中の2路線——路線バスと併用型の2路線を除いた17路線分、こちらのほうで債

債務負担行為をお願いしております。

次です。3ページになります。大宮路美奈子議員さんです。こちらスクールバスの債務負担行為の分を御質疑いただいています。

1番目として、今、スクールバスを利用している児童・生徒は何人ぐらいいるのという御質疑です。債務負担行為をお願いする分、17路線の本年度の利用予定人数について書いております。人数のほうは割愛しますが、相知小で4路線、打上小で1路線、呼子小で1路線、巖木小学校で3路線、肥前小学校では新たな統合校の小学校で5路線、全部で116名で——すみません、肥前小116名で、全部で小学校283名の利用を見込んでいます。

中学校については、高峰中、海青中、これは今やっている分だけですが、高峰中1路線、海青中2路線の合計38名、小中合わせて321名の利用を来年度については想定しています。

2番目です。業者さんをどういうふうを選ぶのという御質疑です。

こちらについては、今までも指名競争入札で行っておりますので、来年度についても同様に指名競争入札で行いたいと答弁いたしております。

次のページをお願いします。

白水敬一議員さんです。こちらスクールバスの債務負担行為でございまして、こちらは1問だけ、スクールバスを運行するのに運行時間等はどのように決めているのという御質疑です。

こちらのほうは、それぞれの学校の登下校の時刻と合わせた形で、主に統合準備委員会、統合に向けては統合準備委員会で条件整備を協議いたしますので、その協議の中で決めさせていただいていると。具体的に申しますと、小学校は低学年と高学年の下校時間が違うので、それに合わせた運行とする。あるいは中学校においては、部活動の終了時刻と。通常の授業の終了と部活の終了時刻を考慮してスクールバスの運行を行っていると答弁いたしております。

次です。議案質疑、最後になります。黒木初議員です。5ページです。

こちらのほうは、学校給食費条例について、2項目御質疑いただいています。

1項目めが減免、先ほど給食課の説明にありましたけれども、減免規定というものがございまして。そこでうたってある特別な理由とは何なのかと。あわせ

て、減免というのは、例えば、学年とか学校であるとか、団体を対象にしているとか、それとも個人を対象にしているのかといった御質疑でございます。

答弁といたしましては、給食費を減額あるいは免除する場合といたしましては、児童・生徒の保護者などが地震や風水害、火災などの災害により被害を受けたという場合を想定していると。減免については、災害等で住家が罹災した児童・生徒を対象としているため、当然個人への減免になると答弁いたしております。

2番目です。減額や免除をする場合の審査や過程についてということで、そういった形で罹災した児童・生徒については、現在でも唐津市り災児童生徒に対する見舞金支給要綱というものがございます。これにより新入学用品相当額を罹災された保護者には支給していると。同様に学校給食費についても、この見舞金の支給要件と同じ状況にある児童・生徒を減免の対象と考えていると答弁いたしております。

議案質疑はここまでですが、次のページをお願いいたします。ここからは一般質問になります。

お一方目ですが、江里孝男議員さんです。公共施設再配置計画についてということで、市全体のことを尋ねられる中で、教育委員会に対しては、学校施設はどうなのという御質問をいただいております。

1項目めに閉校した施設の数と現状はどうですかという御質問でございまして、閉校施設につきましては、神集島中、高島中、名護屋中、厳木幼稚園などを含め15施設あると。今後も統合が進む中で当然増加していく見込みであります。利用状況については、ほとんどの施設が利用されていないと。ただし、一部を倉庫等として利用しておりますと答弁いたしております。

2項目めです。閉校施設の解体実績について、15施設あるなら今までどのぐらいを解体してきたのかという御質問です。実績については、今まで4か所ございます。旧七山小、旧馬川小、旧呼子中と旧本山小学校の4施設を解体していると。

ただ、市としての解体じゃないんですが、旧大成小については、民家に譲渡を行った後、譲渡先で解体をしております。本年度については、旧厳木幼稚

園の解体に着手しておりますと答弁いたしております。

3項目めです。閉校施設の解体計画についてということで、今後はどうするのかといった御質問でございます。今のところ、計画としては今年度、旧神集島中の校舎と教員宿舎の解体設計を行っている。来年度以降に解体をする予定でございます。

また、令和7年度、再来年度については、旧名護屋中の校舎、体育館、武道場及び旧打上中学校の武道場、また、旧加部島小の体育館とプールの解体を行う予定であると。その後も計画的に解体を進めていきたいと答弁いたしております。

4項目めです。解体の年次計画というものがあるのかと、なければ年次計画を策定する必要があるのではないかという御質問に対しまして、現在、年次計画というものはつくっておりません。ただ、今後、計画的に進めるに当たっては、年次計画の策定を検討する必要があるという答弁をいたしております。

最後の5項目めですが、旧給食センターについて今後解体の計画はどうかと。東西の給食センターの稼働に伴って廃止した相知、肥前、鎮西、呼子の4給食センターについては解体する方針であると。来年度以降に解体設計を行った後、解体に着手しますと。早期の解体に向けて財務部と協議しております。財源の問題等々を協議しておりますという答弁をいたしております。

次のページをお願いいたします。

中川幸次議員さんです。こちらのほうは、ゼロカーボンシティへの具体的な取組について。本市でゼロカーボンシティ宣言というものをしております。それに絡めて全市的な質問をされております。この中で学校施設はどうかという部分で教育委員会として答弁いたしております。

1項目めです。公共施設の省エネ等の取組について。学校については、校舎の建て替えとか長寿命化改良工事において、照明のLED化であったり、窓の複層ガラス化、屋根裏に断熱材などの断熱対策を施して省エネ対策に取り組んでいます。今までこういった対策をしているのは、小学校が浜崎小、鏡山小の2校、中学校が浜玉中、巖木中、佐志中、鏡中の4校であると。今後についても、本市が推進するゼロカーボンシティの目標に向け、これまで同様、引き

続き実施していくとともに、国の補助制度の活用であったりとか、先進自治体、先にいろいろやっている自治体の事例を参考にさらに取組を検討したいと答弁いたしております。

2項目めです。CN-LPGによる社会貢献の取組について。CN-LPGというのはカーボンニュートラルLPGというものでございますが、これはちょっと説明いたしますと、全世界的、世界各国になるんですが、民間で行われている脱炭素の取組、これはいろいろあるんですけれども、この取組に持っていくお金をガス料金にオンしたガスのことです。ですので、ガス料金のうち一部、1割ですとか2割ですとかをそういった活動の原資として使うというガスで、ガスそのものについては通常のLPガスと全く同じです。

教育委員会としては、学校給食センターで使用しているLPガスについても、当然市の施策に沿った形でこのCN-LPGの対応というものを考えていく必要があると考えています。ただ、市内のガス供給事業者さんはCN-LPGとしてのガスの安定供給というのが、まだ体制が整っておりません。ですので、前提としては、そういった供給体制が整うことが前提となると。それが整えば、切替えは物理的には可能であると。ただ、先ほど申し上げたとおり、通常のLPガスと比べるとコスト高になるので、財政的な面も協議が必要であると答弁いたしております。

次のページでございます。

市民活動についてということで、石崎俊治議員さんです。議員さんとしては、これも全市的なんですけど、全市的に市として——民間でいろんな活動をされると。それを掲示板といいますか、市として民間の活動を何らかの形で市民に周知できるようなツールとか媒体とか、そういうものが考えられないかという全市的な質問がなされました。

その中で、教育委員会に対しましては1項目めですが、各校区公民館の広報についてということで、公民館自体の活動の広報はどうやっているのということで、公民館の活動の広報は市のホームページにおいて、施設自体の情報や主催講座の内容について掲載していると。また、各公民館から各所管の世帯に対して公民館だよりを配布して、ペーパーで主催講座の案内や行事とかイベント

の情報発信に努めていると答弁いたしております。

2項目めです。公民館活動のデジタル情報社会への対応についてということで、公民館で開催しているデジタル社会に対応した講座としては、スマホ講座やパソコン講座があります。これらの講座については、昨年度、Wi-Fiのほうを整備しておりますので、このWi-Fiを各公民館で活用いただいて、好評いただいていると。ただ、公民館は、デジタル社会とか、そういったものに直結したものじゃない講座、そこに挙げておりますようなウオーキング講座とか、英語講座とか、ものづくり教室とか、料理教室とか、そういったその他のデジタル化関係ではないような講座も多々ありますということを申し上げた上で、議員としては、大画面のモニターをそういった講座に活用できないかという趣旨の御質問でしたので、モニターとか、そういったものについてはスマホ講座とか、各会議とか、研修会等の情報の共有、資料の共有ということで、有効なツールであるとは考えると。ただ、モニター設置を含めといいますか、それだけじゃなくして、情報化社会に対応した新しい取組というものを公民館活動の中で利用者のお声を聞きながら検討したいという答弁をしております。

次のページをお願いいたします。

同じく石崎議員さんです。こちらのほうは文書についてという、これも全市的な取組ということで、1番目には市史ですね、唐津市の歴史を記した市史の編さんについてどう考えているのかというのが主眼としてあらわれて、それに付随して唐津市の文書の保存状態や、公文書の保存の内容であったりという御質問をされる中で、古文書についてはどうかということで教育委員会に質問がなされております。

1項目めです。古文書の保存、管理状況と整理の状況についてということで答弁をいたしております。本市は古文書がたくさんあって、主なものは庄屋文書がほとんどであると。保管については、七山市民センター、あるいは近代図書館、相知図書館に保存し、温度、湿度等の管理を適切に行って保管しておりますと。整理作業はそこに細々、庄屋単位で行いますとか、クリーニングをやりますとか書いておりますが、そういった形で丁寧な作業をしておりますと。だから、ちょっと時間がかかっておりますと、それが実情ですという答弁をい

たしております。

2項目めです。民間組織での古文書解読への取組と市の支援について。民間団体のほうで古文書の解読をやっていただいている団体もごございます。そういった団体さんに対して市教委として何らかの支援ができないかという趣旨の御質問です。

そちらのほうで、唐津市を含む松浦地方の歴史研究というものを標榜する民間組織の活動は以前から活発に行われてまいりましたと。そういった内容については、会報として刊行されておりますと。あわせて、その解読した内容を踏まえる形で歴史的背景であったり、歴史的流れも含めていろんな形で発表、解説されていきますと。

このような民間組織に対しましては、本市で保管する古文書等史料の閲覧等に便宜を図ることで、こういった方々の研究がさらに活発に活動できるよう支援いたしていきたくと。具体的に言うと、近代図書館で保存している古文書を読み解く古文書教室であったり、相知図書館保存の古文書の古文書教室であったりというところで、そういった教室を開催して、その教室の中でそういった思いを持つ方の解読がなされているというところを答弁いたしております。

教育委員会としても、今後も継続して古文書の整理を進めた上で、そういった民間の団体さんが閲覧できる古文書の目録や資料等を増やしていったり、そういった機会を提供させていただきたいと、それをもって支援としたいという答弁をいたしております。

次のページをお願いいたします。

大宮路美奈子議員さんです。子どもたちを取り巻く環境整備についてということで、唐津市全体の子どもの環境について質問なされております。道路の整備であったりとか、あと子どもたちの海外交流であったりとか、様々な要素を全市的に聞かれております。教育委員会に対しては、東唐津小学校の通学路でゾーン30というものを設定しておりますが、そういったことをやった経緯について1項目めで述べてあります。

東唐津小周辺は、以前から渋滞回避の抜け道として利用されており、非常に危険であったと。唐津市で行っている通学路の安全推進会議においても対策が

必要であるということから、注意喚起の路面標示とか区画線の設置などをやってきたけれども、改善が見込めない状況であったことから、令和3年8月に警察の指導の下、先ほど申し上げた時速30キロの速度規制等を伴うゾーン30のエリアに指定を受けております。この指定によって速度違反など警察による取締りが強化されて、一定の効果が期待されております。実際上がっておりますという答弁をいたしております。

もう一つの質問で、そのゾーン30をやるに当たってはどんな取組が必要なのか、どんなことをしたらそれに指定されるのという御質問ですが、これについて同様の対策を行うためには、まずもって先ほど申し上げた通学路安全推進会議における通学路の合同点検、こちらは教育委員会、学校、警察、道路管理者で行っておりますが、点検の際に対策が必要な箇所の抽出を行って、先ほど申し上げた会議において、ハード、ソフト両面での総合的な対策を検討する必要があります。そこで立案されたものについては、即効性の高いものとしては、路肩のカラー舗装や防護柵の設置のような即効性の高い安全対策をまずもって行っていくというところになります。要は、ゾーン30の指定というのは、こういった段階を踏んでいないとなかなか難しいんだよということを述べております。

最後に、今年8月に県のほうから情報提供があった7歳目線の通学路点検、大人の目線じゃなくて7歳の子どもの目線、高さを考えた目線で点検をして危険箇所の洗い出しをしましょうよといった情報提供といたしますか、考え方の提示がありましたので、こういったことも取り入れながら、今後とも安全・安心な通学路づくりに取り組みたいと答弁いたしております。

次のページになります。

大宮路議員さんの御質問でございます。HPVワクチンについてということで御質問いただいております。これも主に保健福祉部関係で質問をなされたんですけれども、教育委員会にということで1問だけ。じゃ、学校、児童・生徒への理解促進について何か取組をやっているのかという御質問でございました。

こちらのほうは教育長に答弁いただいておりますが、HPVワクチン、ヒトパピローマウイルスのことですが、これについては性教育の中で取り組んでい

るといったところで、現在使用している中学校の保健の教科書の中では性感染症とその予防の学習で取り上げられており、生徒がより一層HPVワクチンに興味、関心を持てるよう、例えば、厚労省のリーフレットを活用しながら学習していくことは可能であると。市教委としては、保健福祉部と連携しながら、また、生徒の発達段階を考慮すること、保護者や学校関係者の理解を得ることなどに留意しながら理解促進につなげていきたいという答弁をいたしております。

ここで申し訳ございません。先ほどの大宮路議員さんの子どもたちを取り巻く環境整備の中で、資料のほうが漏れておりました。答弁した内容のもう一つは、子どもたちの制服ですね、中学校の制服について御質問がなされました。

内容としては、保護者の費用負担、例えば、議員おっしゃるのが、学校で今、順次制服の見直しがなされているけれども、それでコストが、制服の保護者さんの負担が上がっているんじゃないかという観点から負担軽減策についてどういったことをやっているのかとか、あるいは唐津市全体で統一した制服というものを導入する予定はないのかという御質問をいただきました。

そこで、教育長のほうが答弁いただいたんですけれども、まず、負担軽減策につきましては、例えば、経過措置といいますか、すぐに切り替えるのではなくて、5年とか、そのぐらいの経過措置を設けて更新といいますか、買換えのタイミングに沿って替えることができたりとか、あるいは卒業生の子どもたちの制服を再利用できるような形で提供を受けたりとか、あるいはシャツとかを指定せずに汎用品でもいいよといった形での負担軽減策というものは各学校で考えていると。

市内統一の制服については、各学校でそれぞれオンリーワンと申しますか、独自性のある教育とか学校づくりをなさっていただいている中で、やっぱり制服についても学校の自主性に任せて、学校と保護者と地域でしっかり考えていただいて、決めていただいているといったような答弁を教育長のほうからしていただいています。申し訳ございませんでした。

それで、14ページになります。最後ですね。

黒木初議員です。学校施設についてということで御質問いただいています。

こちらについては、各学校を議員が回られる中で、ちょっと施設整備について気になった箇所について御質問をなされました。

まず、1項目めです。学校訪問、私どもが行っている学校訪問とか、あるいは学校から上がってくる危険箇所等の施設整備に関する要望についてはどのくらい上がっているのかということで、答弁といたしましては、令和4年度、5年度を例に挙げて、令和4年度の小学校が411件、中学校が183件、全部で594件、令和5年度が小学校352件、中学校229件の計581件という答弁をいたしております。

2項目めで、それでは、その要望に対して対応はどのくらいやっているのかと、そのうち危険箇所というのは何か所ぐらいあったのかという御質問で、それに対しましては、対応しているのは、令和4年度は小学校183件、中学校75件の計258件、令和5年度が小学校167件、中学校78件の計245件と。このうち、外壁の落下であるとか、遊具の不具合であるとか、児童・生徒の安全に直接影響を与えるような、いわゆる危険箇所の対応件数は、令和4年度が小学校19件、中学校2件の計21件、令和5年度が小学校26件、中学校6件の計32件と答弁しております。

3項目めです。具体的なところを質問されました。西唐津の——すみません、西唐津と書いてありますが、西唐津中学校です。西唐津中学校の外周フェンスの改修はいつ頃を計画しているのか、また、こういったところは危険箇所に該当しないのかということで、議員が実際学校を見に行かれて、フェンスがちょっと傷んでいるというところでの御質問です。

そもそも学校の危険箇所としては、先ほど申し上げた主に外壁の落下とか、遊具の破損とか、児童・生徒の体に直ちに危険を及ぼすもの、こういった危険箇所については最優先で対応していますと。我々も現地確認しましたがけれども、実際行ってみると支柱が劣化したりとか、ネットが破れたりとか、すぐにじゃないけれども、児童・生徒が近づいたら子どもたちに危険を及ぼすおそれがあるという箇所があるので、こちらについては早急に対応したいと。

次のページでございます。あわせて、この西唐津中学校の外周フェンスの改修については、今後予定する長寿命化改良工事の中で改修を計画していきたい

と答弁いたしております。

次の項目です。4番目です。

それでは、西唐津中の建て替え——建て替えと書いてありますが、改修はいつやるのかという御質問について、西唐津中については、今、市教委のほうの個別施設計画において、令和6年度に整備の基本設計を実施するという計画を持っておりますので、これに向けて、今、財務部と協議をしています。その基本設計が今の計画どおり令和6年度に実施できれば、その後1年で実施設計、実施設計が終わった後、実際の工事としては4か年をかけてやる予定であると答弁いたしております。

5番目です。それでは、市内のほかの小・中学校の整備計画はということでお尋ねになっています。

今後10年のざっくりした計画では、先ほど申し上げた西唐津中、こちらは長寿命化改良工事、リフォームですね。そして、鬼塚小学校、改築、これは建て替えです。西唐津小学校も長寿命化改良工事、長松小学校が改築、こういったところについて、長寿命化改良工事や改築工事を計画しておりますと答弁しております。

6番目です。佐志中学校が改修されたが、グラウンドと校舎の間の通路が約100メートルにわたり未舗装であると、どうするつもりなのかという質問を受けております。

佐志中のグラウンドと校舎の間の通路の——碎石と書いてありますが、いわゆる砂利敷きをしております。これは校舎の大規模工事の際、もともとは土だったんですけれども、工事の間、仮設工事として砂利を敷いておりました。当初、工事の後は工事完了と同時に撤去、全部取り除く予定だったんですけれども、土なので、砂ぼこりが舞い上がらないようにということで学校から要望があって、砂利はそのまま置いていたものと。

佐志中は、令和2年度に大規模改造が完了してございましたが、それから現在までの間、碎石、この砂利敷きの部分については学校から危ないという報告もなく、市教委としても現在舗装の必要があるとは思っていないと。最後に、今後状況を見ながら、何か特段の状況の変化、整備の必要性が出た場合は対応を

検討したいという答弁をいたしております。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

定例会の報告について何かございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、先へ参ります。

その他に参ります。その他報告、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

では、次回の定例教育委員会の日程ですけど、1月25日木曜日14時からここで開催させていただこうと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

その次の2月が総合教育会議と同じ日の設定を予定しておりますので、また御案内をさせていただきます。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして12月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。